2026年度事業計画

Ⅰ．事業の実施目的

電話や面接での相談を通じて犯罪・事故、災害等の被害者並びにその家族及び遺族（以下「被害者等」という）の精神的ケアにあたるとともに、直接的支援活動を提供することにより、被害者等の被害の軽減および平穏な生活と権利の回復をサポートする。また、女性や子どもへの暴力等、弱者への暴力に反対し、被害者等の権利を擁護し、被害者等の声を社会に対して代弁することを目指す。さらに被害者等の支援の必要性を広く一般に訴える啓発活動を通して、一人一人の心が尊重され、男女の別無く人権が守られる社会の実現に寄与する。

Ⅱ．事業の実施に関する事項

１．特定非営利活動に係る事業

(1) 被害者等に対する電話相談事業および面接相談事業

内　　容

① 電話、ファックス、メール、手紙等の受発信により被害者等の精神的なケアや情報提供を行う。
② 大阪弁護士会犯罪被害者支援委員会所属弁護士による電話法律相談を実施する。
③ 被害者等にとってより適切な支援を行うための面接相談、および大阪弁護士会犯罪被害者支援委員会所属弁護士による法律面接相談、臨床心理士等による心理面接相談を行う。
④ 堺市、守口市、箕面市犯罪被害者等支援カウンセリング事業を受託、実施する。
⑤ 大阪府犯罪被害者等支援コーディネート業務及び「被害者支援調整会議」における計画作成責任者業務を受託する。
⑥ 大阪府男性のための性犯罪・性暴力被害相談窓口事業を受託する。

実 施 場 所

① 大阪被害者支援アドボカシーセンター等
② 大阪被害者支援アドボカシーセンター
③ 大阪被害者支援アドボカシーセンター、担当弁護士事務所、担当カウンセラーカウンセリング室、被害者等の自宅等
④ 大阪被害者支援アドボカシーセンター、各市役所等
⑤ 大阪被害者支援アドボカシーセンター、関係機関等
⑥ 大阪被害者支援アドボカシーセンター

実 施 日 時

①　祝日、年末年始、夏期休暇を除く月曜から金曜日　10時から16時
（犯罪被害者週間の被害者ホットライン開設日は時間延長もあり得る）
② 通年
③ 毎月第3木曜日（ただしセンター休業日は適宜変更）　14時から16時
④ ⑤ 通年
⑥ 毎月2回　16時00分～21時（電話対応は16時30分～20時）

事業の対象者

① ② ③ ④ ⑥　被害者等

⑤　被害者等、大阪府、大阪府警察、大阪府下市町村、関係機関等

(2) 被害者等への物品の供与又は貸与、役務の提供およびその他の方法による直接的支援事業

内　　容

①　被害者等が警察、検察庁、裁判所、行政機関、医療機関等に出向く際の付添い、傍聴支援、代理傍聴等の直接的支援を行う。

実 施 場 所

①　大阪被害者支援アドボカシーセンター、警察、裁判所、検察庁、弁護士事務所、病院等

実 施 日 時

通年

事業の対象者

被害者等

(3) 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする被害者等が行う裁定の申請を補助する事業

内　　容

犯罪被害者等早期援助団体として犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする被害者等が行う裁定の申請を補助する。

実 施 場 所

大阪被害者支援アドボカシーセンター等

実 施 日 時

通年

事業の対象者

被害者等

(4) 被害者等の自助グループに対する支援事業

内　　容

①　被害者自助グループ「ippo」の例会を開催、運営する。

②　自助グループを必要とする被害者等に情報が届くよう適切な広報に務める。

実 施 場 所

① ②　　大阪被害者支援アドボカシーセンター等

実 施 日 時

①　8 月、12 月以外の各月に毎月 1 回は例会を開催する。

②　通年

事業の対象者

① ②　被害者等

（5）被害者等の支援に関する広報および啓発活動事業

内　　容

① 「被害者支援シンポジウム 2026」（仮称）を開催する。
② ニュースレター第 47 号、第 48 号を発行し、賛助会員、関係機関等に配布する。
③ 支援用リーフレットを発行し、被害者等、関係機関等に配布する。
④ 一般市民対象啓発用冊子を関係機関、希望者、各種研修会、講習会の参加者等に配布する。
⑤ 被害者手記集を関係機関、希望者、各種研修会、講習会の参加者等に配布する。
⑥ センターポスターを関係機関等に掲出する。
⑦ コンタクトカード等を関係機関等に提供、設置する。
⑧ ホームページやＳＮＳを管理、更新、運営する。
⑨ 関係機関と連携しながら広報啓発キャンペーン活動等を実施する。
⑩ 設立 30 周年記念事業を実施する。

実 施 場 所

① 未定
② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ 大阪被害者支援アドボカシーセンター、関係機関等
⑨ ⑩ 未定

実 施 日 時

① 未定
② 2026 年 9 月、2027 年 1 月
③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧　　通年
⑨ ⑩未定

事業の対象者

一般市民、関係機関等、研修会・講習会の参加者、被害者等

（6）ネットワーク構築活動事業

内　　容

① 被害者支援活動の充実を目指し警察、検察庁、行政機関、大阪府被害者支援会議、弁護士会、全国被害者支援ネットワークおよび所属支援センター、被害者団体等関係機関との連携を図り、会議や研究会等に参加する。
② 全国被害者支援ネットワークより課題研修（上級）事業を受託し、実施する。

実 施 場 所

① 大阪被害者支援アドボカシーセンター、関係機関等
② 大阪被害者支援アドボカシーセンター等

実 施 日 時

① 通年
② 未定

事業の対象者

① 関係機関等
② 全国被害者支援ネットワーク所属各支援センター

(7)　支援活動員等の養成および研修事業

内　　容

① 被害者支援活動の充実と支援活動員の資質向上のため、センター主催の研修、アセスメント、スーパービジョン等を行う。また、他機関（全国被害者支援ネットワーク等）主催の研修会に参加する。

② 新たな支援活動員養成と関係機関の被害者支援担当者研修のため、被害者支援員養成講座基礎コースを開講する。その後、支援活動員志望者に対して、被害者支援員養成講座専門コースを開講する。

③ 被害者支援セミナーを開催し、近畿の支援センター、警察、行政等の関係機関から参加を募る。

④ 各種ガイドブック等を活用し、関係機関担当者、各種相談担当者等の資質向上を目指す。

実 施 場 所

① ④　大阪被害者支援アドボカシーセンター、関係機関等

② 大阪市立天王寺区民センター、大阪府夕陽丘庁舎等

③ 未定

実 施 日 時

① ④　通年

②　 2026 年 6 月～2027 年 1 月

③ 未定

事業の対象者

① 大阪被害者支援アドボカシーセンター支援活動員

② 一般市民、関係機関被害者支援担当者等

③ 大阪被害者支援アドボカシーセンター支援活動員、関係機関被害者支援担当者等

④ 関係機関被害者支援担当者等

(8) 被害者等の支援に関する研修、講演等における講師等の派遣に関する事業

内　　容

他機関が開催する被害者等の支援に関する研修、講演会等に講師等を派遣する。

実 施 場 所

要請のあった場所

実 施 日 時

通年

事業の対象者

他機関が開催する被害者等の支援に関する研修、講演等の参加者

(9) 被害者等の支援、実態等に関する調査及び研究活動に関する事業

内　　容

文献、各種調査を通して被害者等の支援、実態等について調査、研究する。

実 施 場 所

大阪被害者支援アドボカシーセンター、関係機関等

実 施 日 時

通年

事業の対象者

被害者等、一般市民、関係機関等

(10)被害者等の支援を目的とした関連商品の販売及び販売斡旋事業

内　　容

① 被害者支援関連商品を販売する。

実 施 場 所

① 大阪被害者支援アドボカシーセンター等

実 施 日 時

① 通年

事業の対象者

① 希望者等

(11) 法人、事務局運営等

内　　容

① 総会、理事会、各種委員会を開催する。

② 認定特定非営利活動法人として円滑な事務局運営を行う。

③ 財政基盤安定のために、事業案内、各種財政的支援案内用チラシや賛助会費・寄付納入用振替用紙付きリーフレット等を活用し、賛助会員、寄付者、ホンデリング・金券 de 支援、Brand Pledge 協力者や募金箱及び支援型自販機設置先の開拓を行う。

④ 各種助成金申請を行う。

実 施 場 所

① ② 大阪被害者支援アドボカシーセンター等

③ 大阪被害者支援アドボカシーセンターおよび賛助会員、寄付者、関係機関、企業等

④ 大阪被害者支援アドボカシーセンター等

実 施 日 時

通年

事業の対象者

① 大阪被害者支援アドボカシーセンター正会員、理事

② ③ 大阪被害者支援アドボカシーセンター正会員、賛助会員、理事、寄付者、関係機関等

④ 助成団体等

２．その他の事業

2026 年度当初計画としては事業凍結。何らかの動きがあれば、必要な事業を適宜行う。